

東京都公報

発行
東京都

目次

- 公共測量の終了……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 市街地再開発組合の設立認可(二件)……………一
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……四
- 貸金業法による行政処分……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……五
- ……(産業労働局金融部貸金業対策課)……五
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………(産業労働局農林水産部水産課)……五
- 都立公園の設置……………(建設局公園緑地部公園課)……五
- 港湾施設の変更(二件)……………(港湾局港湾経営部経営課)……七
- ……(港湾局港湾経営部経営課)……七
- 東京都懸垂電車運輸営業の一時休止……………七
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………七

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
- ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……七
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証……(同)……九
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……(同)……九
- 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……(同)……九

告 示

●東京都告示第千六百六十二号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市西元町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年五月二十九日から同年九月十五日まで

●東京都告示第千六百六十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十二条第一項の規定に基づき勝どき東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

勝どき東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から平成四十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区勝どき二丁目及び勝どき四丁目地内

四 事務所の所在地

中央区勝どき四丁目五番十七号

五 設立認可の年月日

平成二十七年十一月二十日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十七年十二月十九日

●東京都告示第千六百六十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十二条第一項の規定に基づき金町六丁目駅前地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 組合の名称

東京都知事 外 添 要 一

金町六丁目駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から平成三十三年三月三十一日まで

三 施行地区

葛飾区金町六丁目地内

四 事務所の所在地

葛飾区金町六丁目七番二十二号比留間ビル二階

五 設立認可の年月日

平成二十七年十一月二十日

六 事業年度

七 公告の方法

四月一日から翌年三月三十一日まで

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十七年十二月十九日

●東京都告示第千六百六十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

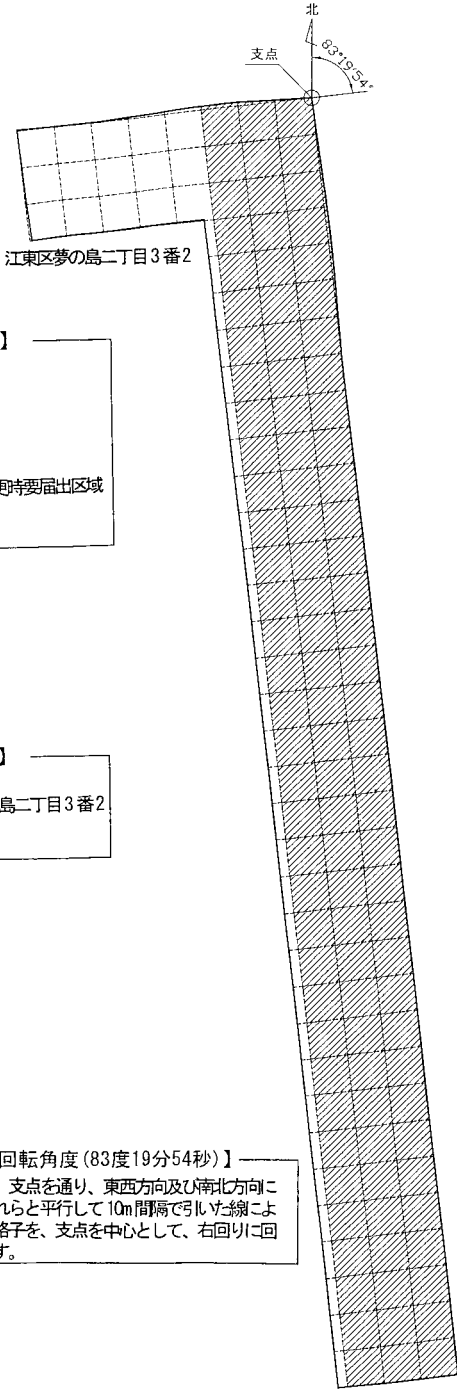
平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区夢の島二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡 例】
□ 単位区画
□ 対象地
▨ 形質変更時要届出区域

【支 点】
支点は、江東区夢の島二丁目3番2の最北端とする。

【格子の回転角度(83度19分54秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

江東区夢の島二丁目3番2

●東京都告示第千六百六十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第千四百九十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

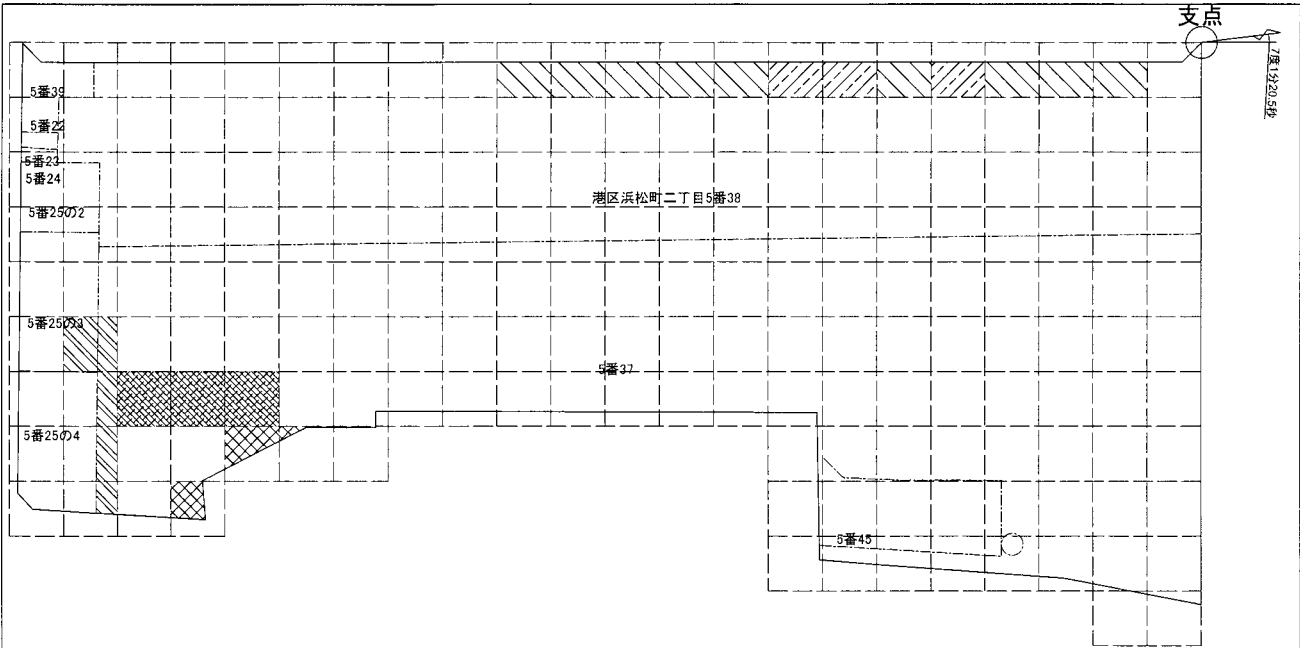
平成二十七年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査の実施

別図



【凡例】

- : 敷地境界
- : 筆界
- : 単位区画
- ////: 指定を解除する区域 (平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)
- ////: 指定を解除する区域 (平成26年東京都告示第935号により指定した区域)
- ////: 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第935号により指定した区域)
- ////: 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1010号により指定した区域)
- ////: 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1494号により指定した区域)

【支点】

支点は、港区浜松町二丁目5番38の最北端とする。
【格子の回転角度(7度1分20.5秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百六十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第百五十一
号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条
第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舩 添 要 一

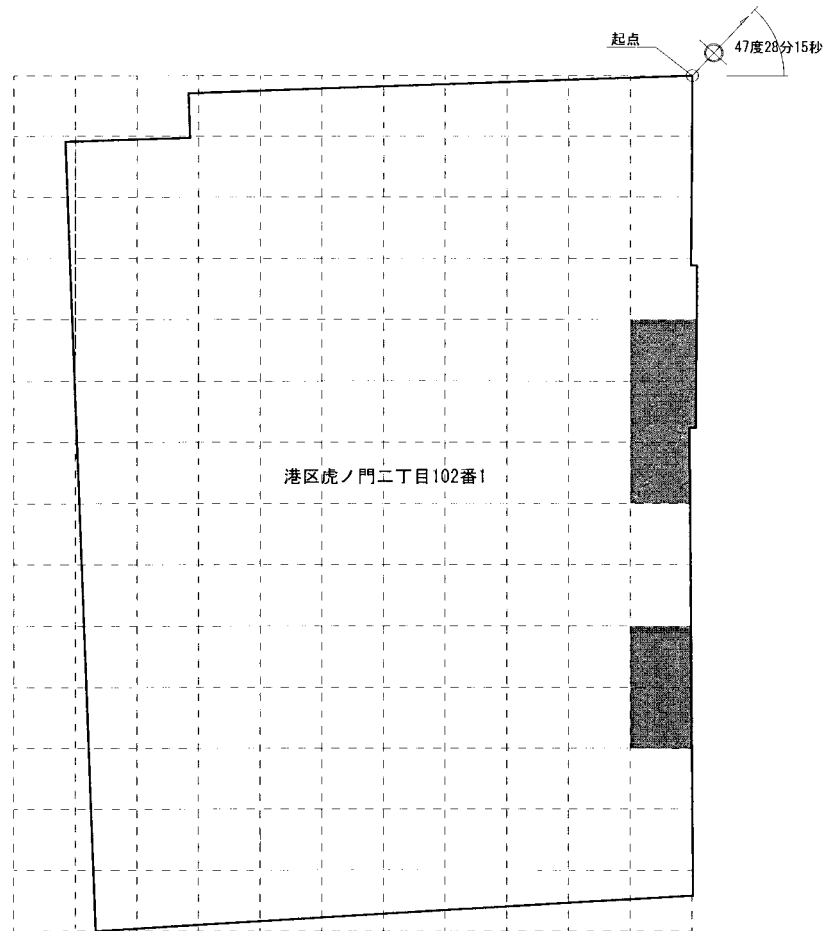
一 指定を解除する区域 別図のとおり(港区虎ノ門二丁
目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及び
その化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
起点は、港区虎ノ門二丁目102番1の最
北端とする。

【格子の回転角度 47度28分15秒】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及
び南北方向に引いた線並びにこれらと平行し
て10m間隔で引いた線により構成されている格
子を、起点を中心として、右回りに回転させ
た角度を示す。

【凡例】
指定を解除する区域
単位区画境界線
敷地境界線

●東京都告示第千六百六十八号
 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項第一号の規定により、平成二十七年十一月十一日付けで、次に掲げる貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

株式会社 サクラ 株式会社 （現小樽サクラ 株式会社） （登録番号サクラ 株式会社）	氏名（法人にあつては代表者氏名）	主たる業務の営所又は地	登録番号	登録年月日
株式会社 サクラ 株式会社 （現小樽サクラ 株式会社） （登録番号サクラ 株式会社）	大孝彦（現代表者） 大西好	台東区東上野一丁目十三番三号 櫻田ビル二階	東京都知事（官）第一二〇一九号	平成二十四年十一月二十日

●東京都告示第千六百六十九号
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため
 の届出があつたので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

加入区 の名称 及び氏名	発起人の住所 及氏名	法第十三条第一項の 申出をする 漁業協同組 合の名称	縦覧期間	縦覧場所
伊豆大島加入区	大島町差木地	伊豆大島漁業協同組合	平成二十七年十一月二十日	大島町波浮港一番地
同	正廣所差木地	同	から同年十二月四日まで	伊豆大島漁業協同組合
同	三番地	同		
同	木村 訓章	同		

●東京都告示第千六百七十号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二及び東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七十七号）第三条第一項の規定により、東京都立公園を次のとおり設置する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称	東京都立中藤公園
二 位置	武蔵村山市中央町四丁目、中央町五

丁目及び本町四丁目
 三 区域及び面積 別図のとおり
 四 供用開始の期日 平成二十八年四月一日

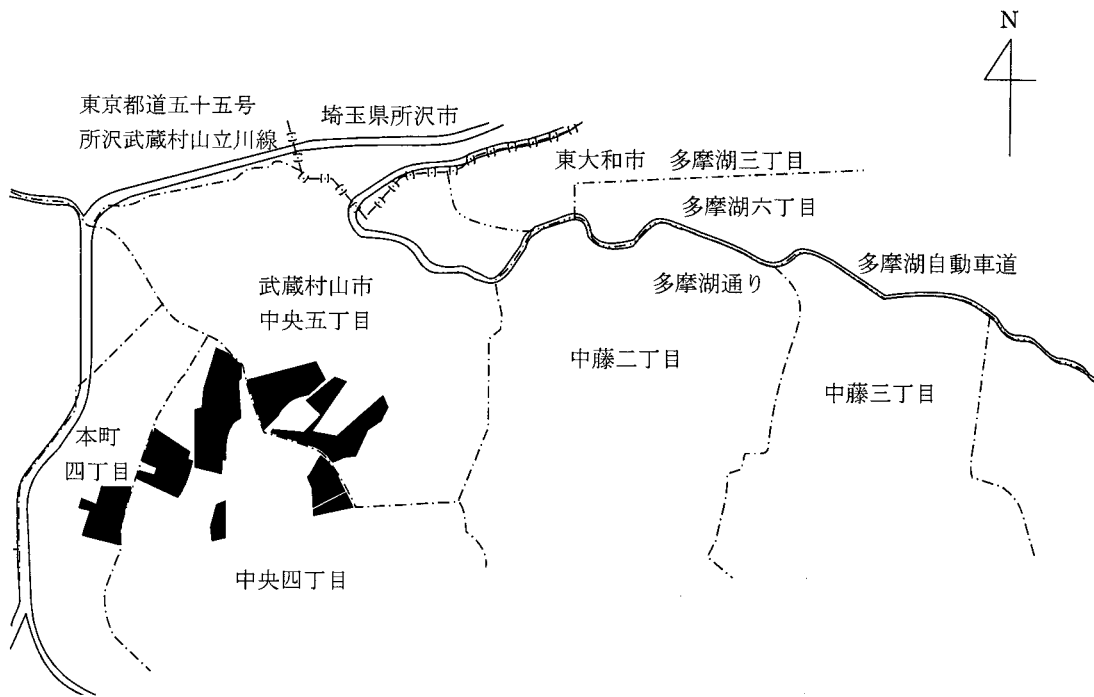
別図

東京都立中藤公園 区域略図

設置位置 武蔵村山市中央町四丁目、中央町五丁目及び本町四丁目

公園区域


追加面積 二七、三二一・八八 平方メートル



●東京都告示第六百七十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の所在地を次のとおり変更する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	名称	規模	構造	変更前	変更後
----	----	----	----	-----	-----

係船 架橋	青海 小型	浮橋延長四〇 メートル幅	PC コン	江東区青 海二丁目	江東区青 海二丁目
	船発 着所	一〇・〇メートル 水深A、P、(-)	クリ ート	五十八番 地先	九十二番 地先
	浮架 橋	(-四・〇メートル 連絡橋延長一八 メートル幅			

●東京都告示第六百七十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	名称	規模	所在地	変更前	変更後
----	----	----	-----	-----	-----

港湾 施設 用地	中央防 波堤外 側地区	二二四、 九六六・ 〇九平方	二二四、 九〇六・ 三丁目地先	江東区青海 三丁目地先	平成二 十七年 十一月
----------------	-------------------	----------------------	-----------------------	----------------	-------------------

港湾施設 メートル メートル 二十一日 設置地

告 示 (交)

●交通局告示第五号

東京都懸垂電車の運輸営業を次のように一時休止する。
平成二十七年十一月二十日

東京都交通局長 塩 見 清 仁

- 一 路線名 上野懸垂線
- 二 休止期間 平成二十七年十一月三十日から同年十二月十三日まで
- 三 理由 定期検査を行うため

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第十一号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水(雨水)を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月二十日

東京都下水道局長 石 原 清 次

- 一 供用及び処理開始年月日 平成二十七年十一月二十八日
- 二 下水(雨水)を排除及び処理すべき区域 別表のとおり
- 三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

街区符号又は地番

区名	町名	全部告示区域	一部告示区域
大田区	田園調布一丁目	十番、十二番から十四番まで及び二十六番から二十八番まで	六番から九番まで
同 区	田園調布四丁目	二十三番から二十五番まで	
同 区	田園調布五丁目	十一番	九番、十番及び十二番
同 区	田園調布本町		三十九番から四十一番まで
世田谷区	玉川田園調布一丁目		十九番

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 舛 添 要 一

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京都公立保育園研究会</p> <p>三 代表者の氏名 関根 容子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿四丁目八番十二号 北新宿サマリアマンション四〇一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、乳幼児の保育に携わる人の資質向上と乳幼児の健全育成を目指して保育に関する理論と実際を研究し、保育事業の進展と子育て支援に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月二十日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人Living in Peace</p> <p>三 代表者の氏名 愼 泰俊</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区月島四丁目十四番十一・九〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、日本を含む世界の貧困問題に関する情報を広く集め、フォーラムの開催、書籍の出版及び翻訳を通して、貧困問題について広く一般市民を対象とした啓発・普及活動を行い、同時に、教育現場での講義・講演、</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本炎症性腸疾患学会</p> <p>三 代表者の氏名 渡邊 守</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区神楽坂二丁目十二番一号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、発症傾向・遺伝学的発症因子に地域差を認める潰瘍性大腸炎およびクローン病などの炎症性腸疾患(難病対策対象疾患)の病因・病態、治療法に対するアジア地域としての研究促進を行うことにより、患者のQOL(Quality Of Life)向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東京YWCAヒューマンサービスサポートセンター</p> <p>三 代表者の氏名 遠藤 久江</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本住環境保全協会</p> <p>三 代表者の氏名 古賀 静江</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区北新宿一丁目一番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は住環境の改善、そこに育つ子供たちの健全な成長そしてアジアの諸国への技術移転を呼びかけ社会の生活文化の発展に寄与することを目的とする。加えて、障がい者を中心とした人々の職業訓練及び雇用を支援すること、並びに日本国民ひいては世界の人々の人権擁護に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月二十四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本住環境保全協会</p> <p>三 代表者の氏名 古賀 静江</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田駿河台一丁目八番十一号 東京YWCA会館</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、キリスト教の精神に基づき、人権が尊重され、幸せな生活の創造をめざし、福祉・介護の仕事に携わる職員、サービスの利用者及びその家族そして地域社会の人々に対して、高い志と専門的な知識、技術をもった福祉の担い手を育成することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

認定特定非営利活動法人の定款の変更の認証
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第一号に掲げる事項に係る定款の変更についての
同法第二十五条第三項に規定する認証をしたので、同法第
五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

認定NPO法人ヒマラヤ保全協会

二 代表者の氏名

渡邊 敏雄

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木三丁目五番七ー四〇三号

四 認証年月日

平成二十七年九月十六日

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公
告する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク

二 代表者の氏名

吉田 恒雄

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区松原一丁目四十五番十号 K T スクエ
アー四 B 号室

一 名称

特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン

二 代表者の氏名

小田 晉吾

三 主たる事務所の所在地

東京都武蔵野市中町二丁目九番三十二号

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に
ついて

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一
条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効
力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第
五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月二十日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人 N G O ブラジル人労働者支援セン

二 代表者の氏名

加藤 仁紀

三 主たる事務所の所在地

東京都多摩市永山四丁目二番地七ー一〇二

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認
定を受けたため

五 失効年月日

平成二十七年九月三十日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001